

R8.4 改正版

徳島県工事成績評定要領

工事成績評定要領

令和8年4月1日改正

(目的)

第1 この要領は、徳島県工事検査規程（以下「工事検査規程」という。）第9条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、請負額が500万円以上の請負工事（以下「工事」という。）について行う。ただし、待ち受け型の維持管理における工事については評定の対象外とする。

(評価者)

第3 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査規程第3条の規定により検査を命じられた工事検査員並びに当該工事を担当する総括監督員（総括監督員のいない工事にあつては主任監督員）及び主任監督員又は現場監督員（総括監督員のいない工事にあつては現場監督員）とする。

(評価の方法)

- 第4 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 1 評価は、監督または検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
 - 2 評価は、工事成績表（別記-1）、考査項目別運用表（別紙-1～別紙-3）によるものとする。
 - 3 細目別評価点は、細目別評価点表（別記-3）に記録するものとする。
 - 4 評価結果は、工事成績評価表（別記-4）に記録するものとする。
 - 5 評定にあつては、「記入方法及び留意事項」（別紙-4）及び「施工プロセスチェックリスト」*（別紙-5）を考慮するものとする。
（※施工プロセスチェックリストは当初設計金額5千万円以上の工事について作成）
 - 6 「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別添様式1及び別添様式2により提出できるものとし、評価者は、提出があつた場合は考慮するものとする。

(成績表の提出)

- 第5 監督員は、検査が実施されるまでに工事検査員を除く評価を取りまとめのうえ工事成績表・細目別評価点表及び工事成績評価表（以下「成績表」という。）を工事検査員に提出するものとし、工事検査員はこの成績表に自己の評価を加えて成績点合計を算出するものとする。
- 1 工事検査員は、評価を定めたときは、成績表を工事検査復命書（検査規程第11条関係）に付するものとする。

(評定結果の通知)

第6 検査に係る工事を施行する契約担当者は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定通知書（別記-2）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 契約担当者は、評定の結果を通知した後、工事に瑕疵（欠陥）のあることが判明し評定を減点修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約担当者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- 1 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則（平成12年12月26日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成13年1月1日以後に行う検査について適用し、第6条の規定は、平成13年4月1日以後に行う検査について適用する。
（徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準、徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準の廃止）
- 3 次に掲げる基準は、廃止する。
 - 1 徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準
 - 2 徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 機構改革に伴う部名等の変更。
- 2 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日改正）

- 1 この要領は平成15年1月1日から施行する。
- 2 この要領は平成15年1月1日以後に行う検査について適用する。

附 則（平成15年7月4日改正）

- 1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日改正）

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日以降に行う検査について適要する。
（徳島県農林水産部工事成績評定要領及び徳島県県土整備部工事成績評定要領の廃止）
- 3 次ぎに掲げる要領は廃止する。
 - 1 徳島県農林水産部工事成績評定要領
 - 2 徳島県県土整備部工事成績評定要領

附 則（平成17年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成21年9月10日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年10月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。

附 則（平成22年3月16日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成23年10月7日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年8月9日改正）

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年7月24日改正）

- 1 この要領は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年4月27日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年5月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年7月1日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成29年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書等を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成31年3月29日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（令和4年6月24日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年7月1日以降に契約（当初契約）を締結する工事について適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）
（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に契約（当初契約）を締結する工事について適用する。

工 事 成 績 表

所属年度		所 属				工事名				請 負 金 額										
工事箇所		現場代理人				主任技術者				監 理 技 術 者										
受注者名		令和 年 月 日		工期		令和 年 月 日		令和 年 月 日		完成年月日		令和 年 月 日								
考 査 項 目		主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)					工事検査員								
		氏名					氏名					氏名								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+ 5		+2.5		0	- 7.5	-10
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	- 5														
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	- 5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	- 5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+ 5		+2.5		0	- 5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ 点					+ 点					+ 点								
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点								
評定点計		_____点					_____点					_____点								
		_____点					_____点					_____点								
7. 法令遵守等 ※4		_____点					- 点					_____点								
評定点合計 ※5		_____点					評定点計(_____点) - 法令遵守等(_____点) = _____点					_____点								
8. 総合評価技術提案	技術提案等履行確認 ※6						履 行 不 履 行 対 象 外													
所 見	主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)					工事検査員									

※1 1～3、の評定 (65点±加減点合計) + 4、5、6の評定 (加減点合計) - 7の評定(減点) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

4、5、6、は加点評価のみとする。また、7の法令遵守等は、減点評価のみとする。

各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち監督員が行う。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全対策等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際して、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価すること。ただし、総括監督員がいない工事は担当係長、担当係長の上司の合議をもって記述する。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案は、技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合、「不履行」を選択する。

別記－ 2

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名（契約の相手方） 殿

（契約担当者）知事、局長

工事成績評定通知書

貴社が受注した次の工事について、徳島県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

工 事 名			
路 線 名 等			
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期			
検 査 年 月 日			
評 定 点	点	項目別評定点	別表 1 のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（休日含む）以内に書面により説明を求めることができます。疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、この工事成績評定通知書は、検査日が平成 15 年 10 月 1 日以降のものから閲覧公表いたしますのでご承知おきください。

（手続などの問い合わせ先及び送付先）

〒 住所

事務局名（係名まで記入）、電話番号

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3点
	II. 配置技術者	／4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／8.1点
	III. 安全対策	／8.8点
	IV. 対外関係	／3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9点
	II. 品質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	／7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	／5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	／5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評 定 点 計		／100.0点

※評定点計は、四捨五入により整数とする。

別記-3

細目別評点表

項目	細別	主任監督員 又は現場監督員	総括監督員 (主任監督員)	工事検査員	配点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3点
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1点
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8点
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 =$ 点		$(10) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(15) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2点
7. 法令遵守等			$() \times 1.0 =$ 点		
評価点計		40点	20点	40点	100点
					点

※合計得点は、四捨五入により整数とする。

工事成績評価表

所属名：

工 事 名		
路 線 名 等		
工 事 箇 所		
契 約 金 額		当 初 : 円
		最 終 : 円
工 期		当 初 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 年 日
		最 終 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 年 日
竣工検査年月日		令和 年 月 日
受 注 者	受 注 者	
	現 場 代 理 人 氏 名	
	主任技術者 氏 名	
	監理技術者 氏 名	
一次評価者 主任監督員又は現場監督員 職氏名		
二次評価者 総括監督員(主任監督員) 職氏名		
三次評価者 工事検査員 職氏名		
①主任監督員又は現場監督員評価点		点
②総括監督員(主任監督員) 評価点		点
③工事検査員 評 価 点		点
④法令遵守等(減点のみ)		- 点
⑤評価点合計		点

- 注 1) 部分引渡しの場合は、主任監督員又は現場監督員、総括監督員(主任監督員)、工事検査員が各々評定を行い、竣工の際に、竣工検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 2) 主任監督員又は現場監督員、総括監督員(主任監督員)、工事検査員の評価点は小数第1位までとする。
- 3) 評価点合計は、四捨五入により整数とする。
- 4) ④法令遵守等は、総括監督員(主任監督員)が記入する。

注)工事成績表の策定について

- 1 各考査項目ごとの採点は、別紙—1～5の工事成績表の「考査項目別運用表」(以下「運用表」という。)による。
- 2 工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記のとおりとする。

総合評価の基準(参考)

評定点の標準値	総合評価の標準
80点以上	他の模範となる優秀な工事
75～80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
70～75点未満	標準的な工事
65～70点未満	標準的な工事(評価できる事項が少ない)
60～65点未満	今後改善すべき事項がある工事
60点未満	今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事

「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関する実施状況について

公共工事の品質の確保を図るため工事成績評定を定め評定している。
この工事成績評定の中に、「創意工夫」「工事特性」「社会性等」の項目があり、
請負者から提出する場合の様式（実施状況）を定めている。

○共通事項

「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関して、請負業者は、当該工事における実施状況を提出できるものとし、評価者は、提出があった場合に考慮し評価するものとする。

なお、工事完了までに提出するものとする。（実施状況・・・別添様式1、2）
ただし、県産木材（木製看板、バリケード等）、徳島県リサイクル認定製品等、
所定の報告様式が別途定められているものについては、その報告をもって実施状況
の報告とみなすことができる。

○各項目の留意事項

1. 工事特性

- ・工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術であること。
- ・「創意工夫」との二重評価はしない。

2. 創意工夫

- ・請負業者の当該工区独自の意義のある自主的な提案であること。
なお、県内工事において一般的に実施されている取組は評価の対象から外れる。
- ・実施することにより得られる便益があること。
- ・仕様書指定、技術提案、イメージアップ費用対象は、評価の対象外とする。
- ・「工事特性」との二重評価はしない。
- ・同一項目の場合は、二重評価しない。

3. 社会性等

- ・工事の施工にとまなう、地域社会や住民に対する配慮等の貢献であること。
- ・工期内での取り組みであること。
- ・1つの取り組みで、提出できるのは1工事である。
- ・工事名、取組場所、取組時期が工事写真等で確認できること。
- ・同一項目の場合は、二重評価しない。

○その他

- ・「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関する実施状況（様式1、2）は、平成21年10月1日以降入札公告・指名通知を行う工事について適用
- ・平成22年4月1日施行 工事成績評定要領の見直しに伴う変更
- ・令和6年7月1日施行 徳島県土木工事共通仕様書等の改定に伴う変更
ただし、徳島県土木工事共通仕様書に基づかない工事については、当該工事の
該当する共通仕様書を所管する所管課が別途定めた期日により適用する。

別添様式 1

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

工事名		請負者名	
項目	評価内容	備 考	
□創意工夫	□施工関係	施工に伴う器具・工具・装置類 二次製品、代替材の利用 施工方法の工夫、施工関係の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係	施工(土工、設備、コンクリート打設)の工夫 使用材料の工夫	
	□安全・衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 環境保全に関する工夫	
	□その他		
□工事特性	□構造物特殊性	対象構造物の規模が特殊 対象構造物の形状の複雑さ 構造物、技術固有の難しさへの対応	
	□作業環境、社会条件	鉄道・供用中の道路・建築物等の近接物 地中埋設物等の地中内の作業障害物 騒音・振動を配慮 現道上の交通規制 緊急時の対応 施工箇所が広範囲な工事	
	□自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 急峻な地形及び土石流危険渓流内 動植物等の自然環境の保全配慮	
	□長期工事の安全確保		
□社会性等	□地域への貢献	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 徳島県リサイクル認定制度に基づく製品の使用	

1. 該当する項目の□にレマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理

別添様式 2

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提案内容				
説 明				
添 付 図				

※説明欄には、提案の実施内容について、目的(必要性)、対策(内容)及び効果(結果)等を簡潔に記載し、説明資料は、必要に応じ別葉とする。